

# 高木まり

Vol.11  
2005.07

## さいたま変革プロジェクトNEWS

民主党さいたま・市政レポート北区版

発行所:民主党さいたま市議会議員団 北区事務所:〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-279-6-202  
TEL 048-654-2559 FAX 048-652-6445 メールtakagi@marit.jp

高木まり  
さいたま市議会議員

1967年生まれ  
東京大学法学部卒  
東京銀行勤務  
枝野幸男秘書を経て  
2003年さいたま市議会議員初当選



高木まり  
公式サイト

<http://www.marit.jp>

## さいたま市、指定管理者制度を208施設で導入へ 市民を本当にハッピーにする「官から民へ」とは

6月議会に、市の208公共施設を民間業者（NPO等含む）が管理できるとする条例案が提案、可決されました。国における「官から民へ」の流れの中、法律で2003年にこの指定管理者制度ができ、今回さいたま市でも本格導入の運びです。該当施設については、実際にこれから業者選定を経て、来年度から民による管理がスタートすることになりますが、市民に本当にメリットのある「官から民へ」を実現するためには、まだいくつかのハードルを越える必要があります。

### これまでの管理委託と何が違うのか

これまで、例えば市営駐車場の管理は市職員が直接行ってはいません。委託をしていたのですが、市が出資する外郭団体等でなければいけないという法律でした。しかし、指定管理者制度では、広く民間業者への委託が可能になったのです。

これまで(管理委託制度)  
市の外郭団体(市が1/2以上を出資)等  
でなければ  
仕事の委託を受けられない

指定管理者制度  
民間業者、NPOなども  
市の指定を受け、  
管理できる

市の施設の管理

### 「民」に任せれば、必ず良くなるか？

では、民間に任せれば必ずより良いサービスをより安く受けられるかということ、そうではありません。まず、手をあげる業者に自由な競争が確保されるよう、原則「公募」でなければなりません。また、選定過程で最も良いサービスを安く提供する者が本当に選ばれているのか、情報公開をして透明性を高める必要があります。



### 市直営か民への委託か、基準を明確に

今回多くの施設が指定管理制度の対象になっていますが、まだ市直営の施設もあります。市立病院など、性質上直営であるべき施設もありますし、保養施設など、なぜ直営か疑問の施設もあります。明確な基準による線引きをしっかりとしないと、手を挙げる業者もいないほど採算が悪い事業だから、税金で赤字を埋めて問題を先送りするといった事態にもなりかねません



### 今回指定管理者制度導入が決まった施設

新治ファミリーランド、大宮ソニック市民ホール、市民会館、文化会館、老人憩いの家、放課後児童クラブ、児童センター、都市公園、市営駐車場、市営駐輪場、大宮ふれあい福祉センター、体育館、武道館、大宮サッカー場、心身障害総合センターひまわり学園、日進職業センター、かやの木作業所 など

### 市直営の施設

南郷ふるさとの家、しらすぎ荘、産業振興会館、農業者トレーニングセンター、と畜場、市営墓地、市立病院、公民館、図書館、保育園、うらわ美術館、盆栽四季の家、漫画会館、市民の森、大宮花の丘農林公園、見沼ヘルシーセンター など

## きちんとしたルールの整備を

このように問題点がたくさん残されているため、議会では「都市総合対策特別委員会」で、さいたま市の指定管理者制度全体について検討することになりました。高木は委員のメンバーではありませんが、会派を通じてしっかりとルール作りができるよう働きかけて参ります。